

勸 告	説明図表番号
<p>エ 立入検査の実施</p> <p>廃掃法第 19 条第 1 項では、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、処理施設のある土地又は建物に立ち入り、同施設の構造、維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる」と規定されている。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 27 条第 1 項の規定により、指定都市の長、中核市の長等（以下「都道府県等」という。）は、都道府県知事の立入検査権限に属する事務について行うこととされている。</p> <p>今回、調査対象 14 都道府県における処理施設に対する立入検査の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>(7) 都道府県における立入検査の実施状況</p> <p>調査対象 14 都道府県における処理施設に対する立入検査の実施状況等をみると、過去に不適正な処理が行われた事例がなかったこと等を理由に、2 県において、平成 23 年度から 25 年度までの 3 か年間立入検査の実績がなかった。</p> <p>このうち、1 県においては、i) 今回、調査対象とした同県内の 7 焼却施設のうち、2 施設において技術管理者が未配置であったこと、ii) 一部事務組合が設置する焼却施設の稼働時間の変更に伴う処理能力の変更に關して、廃掃法に基づく変更届が同県に未提出であったことについて把握していない状況がみられた。なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について」（平成 6 年 12 月 28 日付け衛環第 332 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）においては、都道府県知事は、廃掃法に基づき、立入検査及び報告徴収権限が付与されているところであり、必要に応じてこうした手段を通じる等により、技術管理者等の設置について遺漏のないよう把握に努めることとされている。</p> <p>一方、立入検査を実施している都道府県においては、i) 処理方法に關して届出と実態に相違があったことから、変更届を提出するよう指導したもの、ii) 1 日当たりの処理能力を上回っている日があったため、遵守するよう指導を行い、改善が図られたものがみられた。</p> <p>また、平成 25 年度における立入検査で、ごみ焼却施設の経年劣化による腐食等が確認されたため修繕するよう指導したものの、翌年度の立入検査において、当該腐食等について修繕されていなかったため、早急に修繕すること等について指導し、改善報告書を提出させている例がみら</p>	<p>表 2-(2)-エ-①</p> <p>表 2-(2)-エ-②</p> <p>表 2-(2)-エ-③</p> <p>表 2-(2)-エ-④</p> <p>表 2-(2)-エ-⑤</p> <p>表 2-(2)-エ-⑥</p>

れた。

(イ) 立入検査における精密機能検査の実施状況の確認

立入検査を実施している 12 都道府県の中には、立入検査の中で、廃掃法施行規則第 5 条の規定に基づき、ごみ焼却施設の機能保全を目的として実施することとされている精密機能検査の実施状況についても確認を行うこととしているものが 2 県でみられた。

(ウ) 環境省における立入検査の実施状況の把握等

技術管理者として事務系職員が配置されている、また、講習を受講していない技術管理者がいるなど、必ずしも全てのごみ焼却施設に知識・技能の豊富な者が置かれているわけではない状況下にあつて、都道府県が立入検査によって、市町村等の法令の遵守や施設の適切な維持管理を推進することは、今後、市町村等が施設の長寿命化を図っていく上で前提となる適切な維持管理を補完するものとなり得ると考えられる。

しかしながら、環境省は、以上のような都道府県による立入検査の実施状況について把握することとしておらず、また、同省は、これまで都道府県に対し、処理施設に対する立入検査実施上の留意事項等について助言を行った実績もない。

【所見】

したがって、環境省は、ごみ焼却施設の長寿命化に資する適切な維持管理を推進する観点から、都道府県等による処理施設に対する立入検査の実態を把握の上、都道府県等に対し、立入検査の必要性について周知するとともに、効果的かつ確実な実施を確保するために実施要領等を示す必要がある。

表 2- (2) - エ
- ⑦

表 2- (2) - エ - ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) (抜粋)

(立入検査)

第 19 条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第 15 条の 17 第 1 項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2~4 (略)

表 2- (2) - エ - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) (抜粋)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第 27 条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長 (以下この条において「指定都市の長等」という。) が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第 14 条第 1 項及び第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可 (当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。) に関する事務
- 二 法第 14 条の 2 第 1 項及び第 14 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可 (前号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務
- 三 法第 14 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定による届出の受理 (第 1 号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務
- 四 法第 14 条の 3 (法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による命令 (第 1 号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務
- 五 法第 14 条の 3 の 2 (法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による許可の取消し (第 1 号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務
- 六 法第 20 条の 2 第 1 項の規定による登録に関する事務
- 七 法第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 の規定による意見の聴取 (第 1 号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務

2 (略)

表 2-(2)-エ-③ 平成 23~25 年度における立入検査の実績の有無

実績あり	12 都道府県（北海道、宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、福井県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県）
実績なし	2 県（香川県、愛媛県）

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-エ-④ 立入検査の実績がない都道府県における状況

平成 23 年度から 25 年度までの 3 か年間、立入検査の実績がない香川県は、次の状況を把握していなかった。

- ① 調査対象としたごみ焼却施設 7 施設のうち、2 施設で技術管理者が配置されていない
- ② 中讃広域行政事務組合は、設置するごみ焼却施設（仲善クリーンセンター）について、平成 12 年に 16 時間連続運転から 24 時間連続運転に稼働時間を変更し、この変更に伴い稼働規模（処理能力）も変更（60 t/日→90 t/日）しているが、廃掃法に基づく変更届を同県に提出していない

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-エ-⑤ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について」（平成 6 年 12 月 28 日付け衛環第 332 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）（抜粋）

第 3 その他
 都道府県知事には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、立入検査及び報告徴収権限が付与されているところであり、必要に応じてこうした手段を通じる等により技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の設置について遺漏のないよう把握に努められたいこと。

表 2-(2)-エ-⑥ 立入検査における指摘による改善例（埼玉県（東部環境管理事務所））

- 平成 26 年度に立入検査を実施したごみ焼却施設（加須市大利根クリーンセンター）について、届出書に記載されていない機械が新設されていたため、変更届を提出するよう指導し、その後、変更届が提出された。
- 平成 24 年度に立入検査を実施したごみ焼却施設（久喜宮代衛生組合菖蒲清掃センター）について、1 日当たりのごみ処理量が処理能力を上回っている日があったため、遵守するよう指導し、翌年度の立入検査で遵守されていることを確認した。
- 平成 25 年度に立入検査を実施したごみ焼却施設（羽生市清掃センター）について、経年劣化による施設の腐食等が確認されたため修繕するよう指導したものの、翌 26 年度に立入検査を実施した際、修繕されていなかったため、前年度に指摘した事項に対して早急に修繕すること等について改善報告書を提出するよう指導した。その結果、同市から改善報告書が提出された。

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-エ-⑦ 立入検査において精密機能検査の実施状況について確認している例

① 群馬県

ごみ処理施設（焼却施設）立入検査チェックリスト

	環境事務所 No 環境森林事務所 No
--	------------------------

【立入検査実施方法】

- 1 I～Ⅷの項目については、予め施設立会者に管理者の自己判断により、記入してもらうこと
- 2 立入検査員は、朱書きにて各項目の確認を行うこと。
- 3 施設の基本事項については、台帳の出力帳票を参照すること。
- 4 このチェックリストは現場で活用するためのものですので、報告に添付の必要はありません。

施設概要	
(略)	
評価（現場メモ）	
(略)	
I 構造基準の確認 <small>（規則第4条第1項）</small>	*
(略)	
II 維持管理基準 <small>（規則第4条の5第1項）</small>	*
(略)	
III 維持管理に関する情報の公表 <small>（法第8条の3第2項，法第9条の3第6項）</small>	*
(略)	
IV 記録の閲覧 <small>（法第8条の4，法第9条の3第7項）</small>	*
(略)	
V 精密機能検査 <small>（規則第5条）</small>	*
1	ごみ処理施設の管理者は、これらの機能を保全するため、3年に1回以上、その機能状況、耐用の度合等について「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」に基づき精密な検査を実施しているか * ○：対応済み、△：対応予定、－：適用除外、×：未対応（コメント記入） ※「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」は、廃棄物処理施設整備実務必携（（社）全国都市清掃会議発行）の環整第95号昭和52年11月4日付け厚生省通知「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に記載されています。
VI 立入検査直近の分析検査の結果	
(略)	
◎溶融スラグを製造する灰溶融施設の場合は、次の欄に記入願います。	
VII 立入検査直近の溶融スラグ分析検査の結果	
(略)	

VIII 周辺とのトラブル
(略)

② 広島県

一般廃棄物処理施設立入検査表
(地域事務所)

施設区分	1 し尿処理施設	2 ごみ処理施設	3 最終処分	団体名			
施設名称				所在地			
処理方式				規 模	使用開始年月日		
設置(管理者)名				技術管理者名	変 更		

処理施設の状況

重点項目	A し尿処理施設	B ごみ処理施設	C 一般廃棄物の最終処分場	立入検査年月日	立入者氏名	立会者名
	(略)	(1) 稼働状況 (2) 処理(能力)の状況 (3) ダイオキシン対策がなされているか (4) 排ガスの状況 (5) 悪臭の状況 (6) 減量化・資源化が図られているか (7) 焼却物は適正か (8) ごみ質分析による発熱量は適正か (9) 熱しゃく減量は適正か (10) ばいじん(粉塵)の安定化装置がなされているか (11) 技術管理者は適正か (12) 精密機能検査は受けているか (13) その他 安全面等 環境衛生面	(略)			

月日	項 目	現 状	問題点・原因・対応方針等

(注) 群馬県及び広島県の資料を基に当省が作成した。